

# 景観づくりの主体と役割

## ① 住民の役割の基本的な考え方

景観づくりの主役は住民であり、身近な景観や環境への関心を高め、良好な景観を保全・創出するための活動を主体的に担います。

## ② 事業者の役割の基本的な考え方

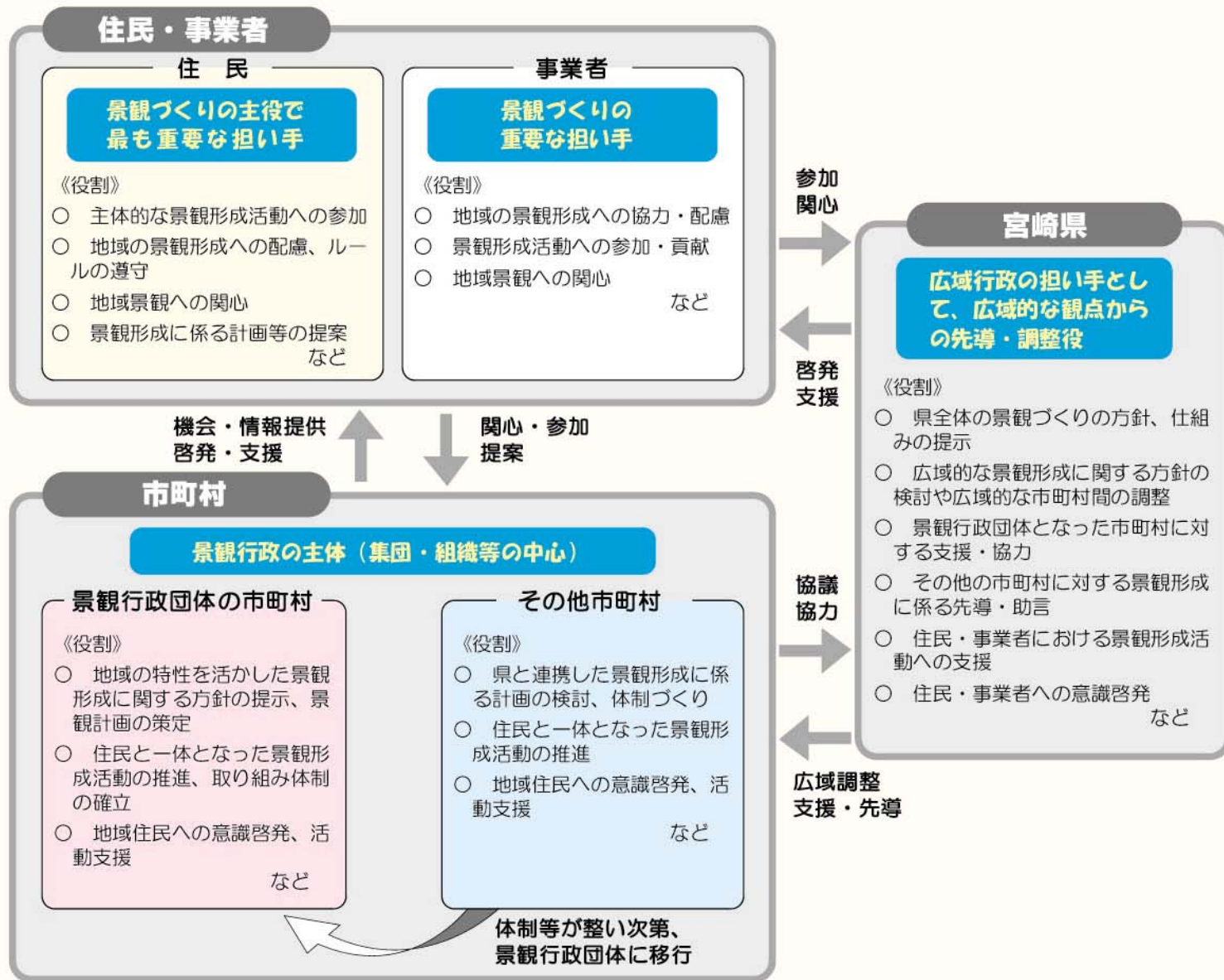
景観づくりの重要な担い手であり、地域の景観形成への関心と配慮を行い、景観形成活動へ参加・協力する役割を担います。

## ③ 市町村の責務と役割の基本的な考え方

地域固有の歴史・文化等を生かした景観づくりを展開するためには、その主役である住民・事業者にも最も身近な行政である市町村が景観行政団体となり、中心的な役割を担います。

## ④ 県の責務と役割の基本的な考え方

県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村がより景観づくりを進めやすくするための支援・先導を行うとともに、広域行政の担い手であることをふまえ、広域的な観点から先導・調整を行います。



# 宮崎県景観形成基本方針

“美しいみやざき”の創造



問合せ先

宮崎県 県土整備部 都市計画課

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

TEL 0985-26-7192

FAX 0985-32-4456

E-mail : toshikeikaku@pref.miyazaki.lg.jp

平成19年4月

宮崎県

# 本県で育まれた景観の特性と課題

## 景観の特性

### 1 自然的環境に関する景観

- 雄大な大地が織りなす自然景観
- 海岸や河川、湧水池など多様な水辺の景観
- 温暖な気候が織りなす多様な景観
- 美しい星空の景観
- 多様な生態系が醸し出す景観
- 住民の手で守り、育まれている自然景観



### 2 生活の営みや生業・文化からなる景観

- 個性豊かな農山村の景観
- 季節を感じさせる生産活動による景観
- 民俗文化が育む景観
- 住民により育まれている集落の景観



### 3 歴史的な趣きの残る景観

- 神話・伝承ゆかりの景観
- 古代、中世のいぶきを伝える景観
- 伝統的なまち並みの景観
- 地域固有の歴史的なシンボルとなる景観
- 歴史的な建築物や建造物の景観
- 祭りを通してみる景観



### 4 魅力ある市街地の景観

- 自然と調和したまちの景観
- ゆとりと潤いある住宅地の景観
- まちの顔としての中心市街地の景観
- 住民の手で創出されている市街地の景観



### 5 公共施設の景観

- 緑豊かな道路の景観
- 季節感のある公園の景観
- 潤いある水辺の景観
- シンボルとなる公共建築物の景観
- 大規模構造物の景観
- 住民の美化活動等による公共施設の景観



## 問題点と課題

### 《自然災害の増加》

流域全体を見据えつつ、森林の持つ多面的機能を向上させる取り組みが必要です。

### 《動植物の生息環境の悪化》

県土の76%を占める森林においては、資源の循環利用林として活用される森林と、自然の植生に近い状態へ戻す森林に区分けし、多様な生物が生息する場を再生していくことが必要です。

### 《砂浜等の流失》

日向市から宮崎市に至る海岸線においては、砂浜流失等への抜本的な対策が必要です。

### 《モラルのない行為の増加》

自然は我々の命の源であることを認識し、行動することが必要です。

### 《過疎化・高齢化による持続的な営みの困難さ》

産業や地域文化の担い手が不足し、生産活動が衰退する傾向にある地域では、生活の営みや生業と結びついた景観の継承が困難な状況にあり、持続的な生産活動と住み続けられる環境づくりが大きな課題となっています。

### 《耕作放棄や開発による美しい田園風景の喪失》

耕作放棄地等による美しい田園景観の喪失や農地の虫食いの開発、資材置き場利用などが課題となっている一方、農業関連施設や里山の適切な維持・管理も必要です。

### 《歴史的な建築物や建造物等の喪失》

時代とともに失われつつある歴史的な建造物や保全された古民家の空き家化に対し、住民一人ひとりが共有の財産と認識し地域の文脈として将来の子供たちへ継承するとともに、地域の活力創出につながる展開が必要です。

### 《周辺開発による歴史的景観の阻害》

歴史的景観が残る地域での保全活動が地域の人々により展開される一方で、その周辺では開発による景観阻害も見られることから、歴史的景観をもつ地域と周辺地域が一体となった歴史的な景観まちづくりをどう展開していくかが課題です。

### 《道路沿い等市街地における景観の混乱》

建築物の質の向上による魅力や賑わい創出、周囲の環境やまち並みを乱す高層建築物や大規模建築物の建設に対する規制など、周辺の地域環境との調和に対する適正な規制誘導等の方策が必要です。

### 《地域性の喪失と中心市街地の衰退》

同じようなまち並みが形成されつつある住宅地では、地域の風土にあった建築様式や地場産材の活用が必要であり、空洞化が社会問題化している中心市街地では、常に人が行き交い、活気ある中心市街地を取り戻す取り組みが必要です。

### 《コミュニティの崩壊に伴うモラルの低下や景観阻害》

住民一人ひとりがまちや自然を共有しているということ、身近な景観の改善が県全体の美しい景観をつくる礎となっていることを理解し、行動することが必要です。

### 《活動の参加者拡大と継続性の確保》

住民と行政の協働による意識啓発、次世代の景観づくりの担い手育成による活動の継続性担保が必要です。

### 《一部の公共施設整備による景観阻害》

景観の基盤ともいえる道路や公園、橋などの公共施設は、周辺の景観に与える影響が非常に大きいことから、公共事業による景観への配慮、公共施設そのものの質向上を図っていくことが必要です。

### 《自然や生態系への影響》

公共事業を実施する際には、事前に周辺環境を十分調査し、自然や生態系に与える影響を「回避、最小化、代替、修復」することが必要です。

### 《画一的な材料の使用》

景観や環境との調和の観点から、地域材や環境材の利活用促進に努めることも必要です。

# 宮崎県景観形成基本方針について

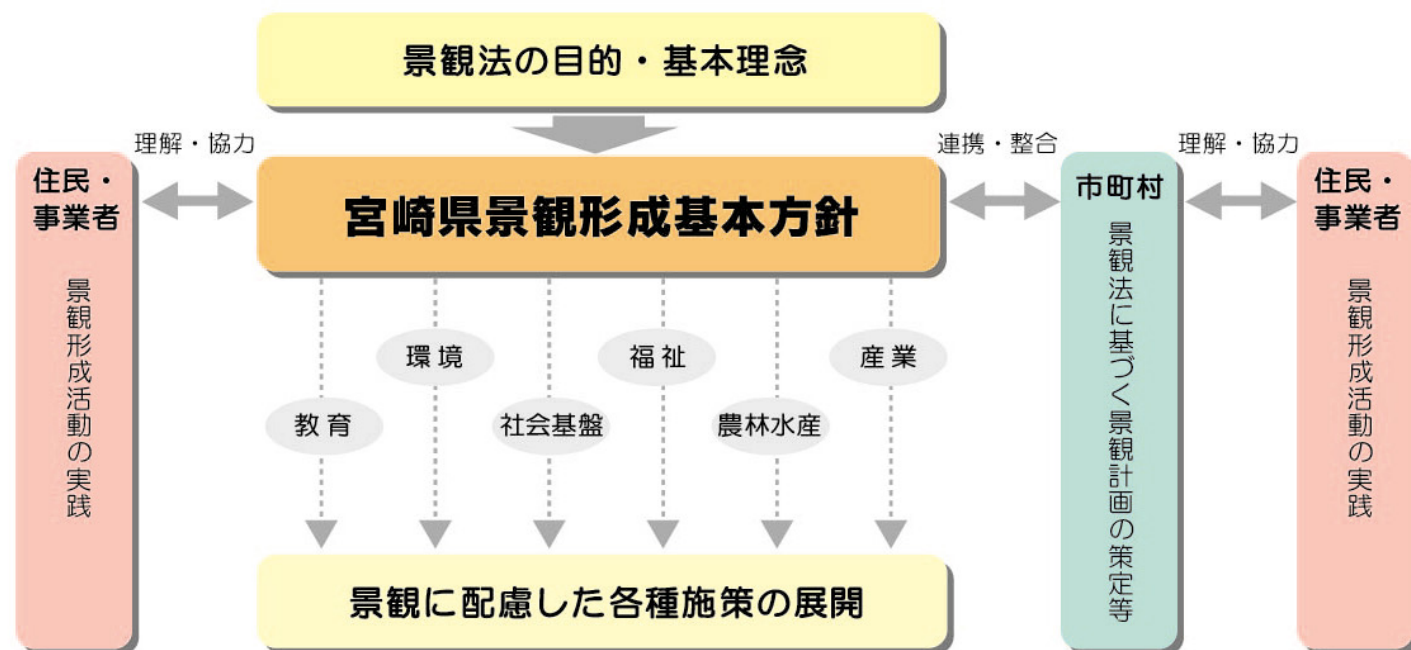
## ● 策定の背景と目的

これまで本県では、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに全国に先駆けて取り組み、その保全・創出の成果を観光分野で生かしてきました。

平成16年に景観法が制定され、本県の魅力をより高めるためには、これまで取り組んできた自然景観に加え、都市景観や農山漁村景観、文化的景観の保全・創出にも取り組んでいく必要があります。

「景観10年、風景100年、風土1000年」という言葉がありますが、「景観」を意識し、行動することを積み重ねることにより、「風景」、「風土」へとつながっていきます。

そこで、県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造するために、「宮崎県景観形成基本方針」を策定しました。



## ● 宮崎県における「景観」のとらえ方

本県では、3つの観点から景観づくりは地域づくりと捉えます。

① 宮崎の景観は、生活と密接に結びついて形成されてきたもの

② 住民の愛着と誇りの共有のもとに、景観は育まれる

③ 景観は、自然と人々の生活の有り様によって左右される

### 景観づくりは「地域づくり」

- 宮崎の大地に立ち、日々の生活や生業の中で育まれた結果が「景観」であり、景観という視点から地域を見つめ直すことにより、地域づくりの新たな切り口が見つかるものと考えます。
- 身近な景観に関心を持ち、「景観」という視点から自らの地域づくりを考え、行動することができれば、他にはないオンリーワンのまちづくりが可能となります。
- また、この取り組みによって、地域に対する愛着や誇り、連帯感が醸成され、地域固有の文化として大切に守り、育まれ、形づくられていくことでしょう。

# 県として取り組む重点施策

住民・市町村等と協働し、本県における良好な景観を保全・創出していくため、県として実施すべき重点施策を以下に示します。

	重点施策
(1) 住民・事業者・市町村に対する啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民等への啓発活動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼景観シンポジウム・景観セミナーの開催 ▼景観表彰制度の創設 等</li> </ul> </li> <li>■ 住民・市町村等の取り組み支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼景観アドバイザー制度の創設 ▼地域づくり活動への支援 等</li> </ul> </li> <li>■ 景観形成の担い手育成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼農林水産業の後継者育成支援 ▼学校教育との連携 ▼出前講座の充実</li> <li>▼景観に関する相談窓口の設置 ▼景観リーダー育成支援</li> <li>▼NPO等の活動支援 等</li> </ul> </li> <li>■ 行政職員の意識改革と人材育成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼景観研修の実施 ▼景観リーダー育成支援 等</li> </ul> </li> </ul>
(2) 景観形成に関する規制・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観条例（景観に関する規制・誘導・推奨等）の検討                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼既存条例の整理 ▼景観条例の検討 等</li> </ul> </li> <li>■ 面的な景観の保全・形成を誘導する指針の検討・実行                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼公共事業等における景観配慮手法の策定</li> <li>▼色彩に関する検討指針の策定 等</li> </ul> </li> </ul>
(3) 総合的に景観行政を進めるための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制づくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼景観に関する啓発・支援の体制整備</li> <li>▼広域的な景観の保全・形成に向けた体制整備</li> <li>▼公共事業等における景観形成に向けた体制整備</li> <li>▼景観施策を総合的に評価するシステムの構築 等</li> </ul> </li> </ul>
(4) 景観形成に関する主要施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然環境・生態系保全の取り組み推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼環境基本総合計画に基づく施策推進</li> <li>▼水と緑の森林づくり条例等に基づく施策推進 等</li> </ul> </li> <li>■ 地域文化継承の取り組み推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼文化振興ビジョン等に基づく施策推進</li> <li>▼祭り等の伝統文化の保存・継承 等</li> </ul> </li> <li>■ 潤いと活力ある都市形成の取り組み推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼都市計画区域マスタープランに基づく施策推進</li> <li>▼商業地域活性化プランに基づく施策推進 等</li> </ul> </li> <li>■ 生業と結びついた農山漁村景観の取り組み推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼農業・農村創造計画に基づく施策推進</li> <li>▼森林・林業活性化プランに基づく施策推進</li> <li>▼水産業・漁村振興計画に基づく施策推進 等</li> </ul> </li> <li>■ 特性を生かした観光・交流促進の取り組み推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▼観光・リゾート振興計画等に基づく施策推進</li> <li>▼おもてなしの空間づくり 等</li> </ul> </li> </ul>

# 景観の将来像と基本方針

## 将来像

### 自然と人々の生活が融合した『美しいみやざき』の創造

本県の景観づくりにおいては、景観は、自然と人々の生活の重なり合いの中から生まれていることを認識し、市町村が中心となって、それぞれの地域の特性から生まれた「美しさ」を見だし、それを守り、育み、生かす取り組みを進めることが重要であり、県全体が『自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”』として築き上げられていくことを目指します。

## 基本方針

### <方針1> 意識と人を育てる



## 主な取り組み

#### 1) 景観に関する意識の啓発・醸成

■ 「景観を通して地域を見直すことが地域づくりにつながる」という意識の共有 ■ 地域への関心・意識の醸成

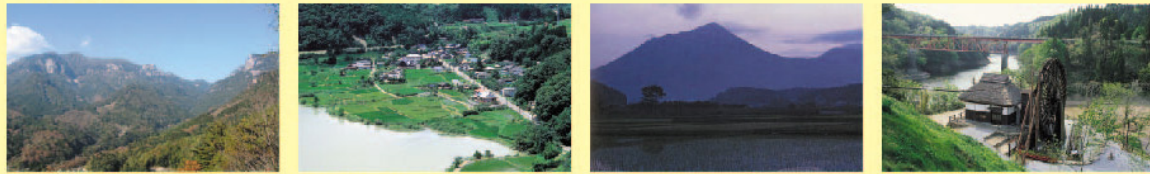
#### 2) 景観づくりの担い手となる「人」の育成と支援

■ 住民一人ひとりの意識と行動力 ■ 行政職員自らの意識改革と行動力 ■ 地域で活躍する担い手の活動支援

#### 3) 景観づくりネットワークの形成

■ 幅広い意見交換や多様な技術力の活用 ■ 多様な分野、立場からなるネットワーク形成と行政内の横断的組織づくり

### <方針2> 自然とともに生きる



大崩山 (北川町)

新しき村 (木城町)

早苗の頃 (高原町)

野尻湖ピア (野尻町)

#### 1) 生態系に配慮した貴重な自然環境の保全

■ 多種多様な生物を育む貴重な自然環境の保全 ■ 生態系に配慮した自然環境の復元

#### 2) 広域的見地に基づく自然景観の保全・形成

■ 都市部、山間部を一体的に捉えた広域的取り組み ■ 美しい海岸線や農地と集落からなる盆地景観等の保全・形成

### <方針3> 生活の営み・文化を守り、育てる



とび魚すくい (串間市)

田植えの準備 (高千穂町)

農村風景 (旧東郷町)

だんじり尾末神社まつり (門川町)

#### 1) 持続的な生産活動の展開

■ 一次産業を中心とした活力の維持・創出 ■ 産業を支える間接的取り組み (地産地消、地域材の積極的な利活用等)

#### 2) 適正な土地利用コントロール

■ 都市内での市街地環境の成熟化 ■ 郊外部や周辺の農山漁村環境の保全

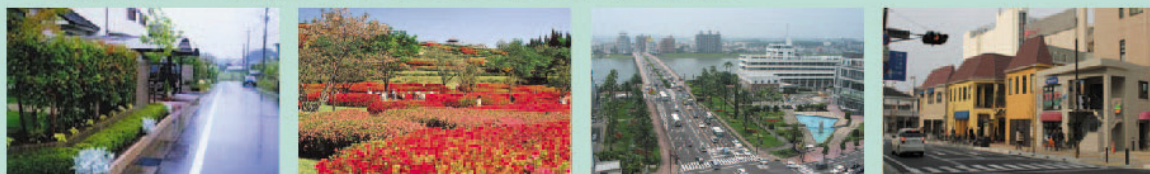
#### 3) 地域の風土に合った景観の保全・形成

■ 多様性のある地域の歴史・風土を守り育てる取り組み ■ 住民と行政の協働による継続的取り組み

#### 4) 地域の歴史・文化の継承と誇りや愛着の醸成

■ 住民・事業者・行政が一体となった歴史・文化の継承と地域への誇りや愛着の醸成

### <方針4> 調和のとれた生活空間を創る



花山手団地 (宮崎市)

椎八重公園 (三股町)

潤いある都市 (宮崎市)

中央東部地区 (都城市)

#### 1) 身近な生活空間 (街区単位) の質の向上

■ きめ細やかな地域づくりと住民主体の取り組みへの支援 ■ 公共事業等における情報提供や公民協働の地域づくり

#### 2) 魅力ある公共空間 (道路・河川等) の創出

■ 地域の特性や景観に配慮した公共事業の推進 ■ 公共施設と建築物等が調和した魅力あるまち並み創出

#### 3) 潤いある都市空間 (都市計画区域) の創出

■ 緑や水を生かした潤いある都市空間の整備 ■ 民地における緑化促進やオープンスペースの創出

#### 4) まとまりある市街地 (商業地等) の形成

■ 各種制度の積極的な活用 (景観法、都市計画法等) ■ 景観計画等を活用した規制・誘導

### <方針5> 特性を生かし、活性化につなげる



なし狩り (小林市)

ワーキングホリデー (西米良村)

電飾大作戦 (川南町)

天然スキー場 (五ヶ瀬町)

#### 1) 温暖な気候や歴史等を活かした観光振興

■ 豊かな景観特性を強める観光振興の取り組み

#### 2) 都市部と中山間地域の交流促進

■ グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、ワーキングホリデー等の取り組み

#### 3) 賑わいやもてなしの空間・環境づくり

■ 日本風景街道 (シーニック・パイウェイ) 等、「道」を媒体とした連携の取り組み

#### 4) 積極的な情報発信

■ 県内外への情報発信やPR ■ 多様な視点からの評価